



県章

滋賀県公報

令和8年(2026年)
3月10日
第697号
火曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次 (※印は、県例規集に登載するもの)

○ 訓 令	
※滋賀県職員服務規程の一部改正 (人事課)	1
○ 告 示	
介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定 (医療福祉推進課)	2
介護保険法による指定居宅サービス事業者の廃止の届出 (医療福祉推進課)	2
介護保険法による指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の指定 (医療福祉推進課)	2
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定 (障害福祉課)	2
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出 (障害福祉課)	3
漁船損害等補償法の規定による同意を求めるための届出 (水産課)	3
道路区域の変更 (道路保全課)	3
道路の供用開始 (道路保全課)	4
河川区域の廃止による廃川敷地等 (流域政策局)	4
○ 公 告	
水源森林地域の区域の変更の案の縦覧公告 (森林政策課)	5
緊急防災工事計画決定公告 (耕地課)	5
公共測量実施公告 (用地事業支援課)	5
公共測量変更公告 (用地事業支援課)	6
公共測量終了公告 (用地事業支援課)	6
○ 健康福祉事務所告示	
介護保険法による指定居宅サービス事業者の廃止の届出 (東近江)	6
○ 人事委員会規則	
※職員の勤務時間、休日および休暇に関する規則の一部を改正する規則	6

訓 令

滋賀県訓令第1号

滋賀県職員服務規程 (昭和28年滋賀県訓令第9号) の一部を次のように改正する。

令和8年3月10日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 第10条第2項中「7の項および8の項」を「4の項および5の項」に改める。
- 第10条の2第2項中「別表第2の7の項」を「別表第2の4の項」に改める。
- 第10条の3第2項中「別表第2の8の項」を「別表第2の5の項」に改める。

付 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

告 示

滋賀県告示第89号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者として、次の者を指定した。

令和8年3月10日

滋賀県知事 三日月 大 造

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日	介護保険事業所番号
イリーゼ草津訪問介護センター	草津市野村六丁目17番36号	株式会社HITOWA 代表取締役 須原清貴	東京都港区港南二丁目15番3号	訪問介護	令和8.3.1	2570602116

滋賀県告示第90号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

令和8年3月10日

滋賀県知事 三日月 大 造

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	介護保険事業所番号	廃止年月日
イリーゼ草津訪問介護センター	草津市野村六丁目17番36号	HITOWAケアサービス株式会社 代表取締役 須原清貴	東京都港区港南二丁目15番3号	訪問介護	2570601522	令和8.2.28

滋賀県告示第91号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者および同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者として、次の者を指定した。

令和8年3月10日

滋賀県知事 三日月 大 造

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日	介護保険事業所番号
あろは南草津訪問看護ステーション	草津市追分南六丁目20番1号	株式会社LSH 代表取締役 高間真太郎	大津市月輪二丁目4番3号	訪問看護 介護予防訪問看護	令和8.3.1	2560690352

滋賀県告示第92号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として、次の者を指定した。

令和8年3月10日

滋賀県知事 三日月 大 造

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	指定年月日	事業所番号
花のうてな	東近江市北坂町954番地4	社会福祉法人美輪湖の家	東近江市百済寺本町1543番地1	短期入所	令和8.3.1	2510500933

滋賀県告示第93号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

令和8年3月10日

滋賀県知事 三日月 大造

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	事業所番号	廃止年月日
ジョブタス 栗東事業所	栗東市荻原113	Anshin 株式会社	栗東市荻原113	就労継続支援A型	2511200269	令和8.2.28

滋賀県告示第94号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公示するとともに、当該届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

令和8年3月10日

滋賀県知事 三日月 大造

1 届出事項

発起人の住所および氏名	加入区	漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
草津市北山田町3130 滋賀びわ湖漁業協同組合山田支所	滋賀県山田加入区	滋賀びわ湖漁業協同組合
草津市北山田町843-12 横江久吉		
草津市北山田町1320-24 横江元康		

2 指定漁船調書の縦覧

縦覧期間	縦覧場所
令和8年3月10日から 令和8年3月24日まで	滋賀県農政水産部水産課

(滋賀びわ湖漁業協同組合山田支所においても、指定漁船調書を閲覧することができる。)

滋賀県告示第95号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。

この関係図面は、令和8年3月10日から令和8年3月24日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和8年3月10日

滋賀県知事 三日月 大造

道路の路線名	道路の区域				
	区間	変更の前後の	敷地の	延長	備考

種類			別	幅員			
県道	白谷野口線	高島市マキノ町白谷字北海道 426番3地先から	変更後	最小 5.2m } 最大 17.2m	31.2m	道路改良工事 (現道拡幅) に伴う道路区 域の変更	
		高島市マキノ町白谷字山田 432番1地先まで	変更前	最小 4.7m } 最大 17.2m	31.2m		
	小口川守線	蒲生郡竜王町大字綾戸1021番 地先から	変更後	最小 12.0m } 最大 44.3m	87.0m		道路法24条承 認工事(交差 点改良)に伴 う道路区域の 変更
		蒲生郡竜王町大字綾戸1048番 地先まで	変更前	最小 8.9m } 最大 14.3m	75.0m		

滋賀県告示第96号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

この関係図面は、令和8年3月10日から令和8年3月24日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和8年3月10日

滋賀県知事 三日月 大造

路線名	供用開始の区間	供用開始の年月日	備考
栗東信楽線	栗東市六地藏字梅木348番2地先から 栗東市六地藏字日光山261番地先まで	令和8.3.10 15時	L=314.2m
国道421号	東近江市佐目町字中尾谷512番1地先から 東近江市永源寺相谷町字峪道3番1地先まで	令和8.3.20 15時	L=480.6m
小口川守線	蒲生郡竜王町大字綾戸1021番地先から 蒲生郡竜王町大字綾戸1048番地先まで	令和8.3.26	L=87.0m

滋賀県告示第97号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和40年政令第14号)第49条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、滋賀県土木交通部流域政策局および滋賀県甲賀土木事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和8年3月10日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 河川の名称 淀川水系一級河川佐治川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日 令和8年3月10日
- 3 廃川敷地等の位置 甲賀市甲南町寺庄字下川原1313番1
- 4 廃川敷地等の種類および数量 土地97.93㎡

公 告

水源森林地域の区域の変更の案の縦覧公告

滋賀県水源森林地域保全条例(平成27年滋賀県条例第6号。以下「条例」という。)第6条第1項の規定に基づき指定した水源森林地域の区域の変更をしたいので、同条第8項において準用する同条第3項の規定により次のとおり公告し、当該変更の案を縦覧に供する。

令和8年3月10日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 水源森林地域の区域を変更しようとする区域 次の図に示すとおり
- 2 水源森林地域の区域の変更の案の縦覧の場所および期間

(1) 縦覧場所

滋賀県琵琶湖環境部森林政策課 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県西部・南部森林整備事務所 大津市松本一丁目2-1

滋賀県甲賀森林整備事務所 甲賀市水口町水口6200

滋賀県中部森林整備事務所 東近江市八日市緑町7-23

滋賀県湖北森林整備事務所 長浜市平方町1152-2

滋賀県西部・南部森林整備事務所高島支所 高島市今津町今津1758

(2) 縦覧期間 令和8年3月10日から令和8年3月23日まで(各縦覧場所における執務時間内に限る。)

- 3 意見書の提出 条例第6条第8項において準用する同条第4項の規定に基づき、水源森林地域の区域の変更しようとする区域の保全の見地からの意見を有する者および当該区域内の土地の所有権等を有する者その他の利害関係人は、縦覧に供された変更の案について、滋賀県知事に意見書を提出することができる。

なお、条例第6条第8項において準用する同条第5項の規定により、当該意見書に口頭で意見を述べたい旨の記載があるときは、当該意見書を提出した者に口頭で意見を述べる機会を与える。

(1) 提出場所 2(1)に示す場所と同じ。

(2) 提出期限 令和8年3月23日

(「次の図」は、省略し、その図面を2(1)に示す場所に備え置いて縦覧に供する。)

緊急防災工事計画決定公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の4第1項の規定に基づき、県営三反田下池地区土地改良事業(農地防災事業(ため池整備事業))に係る緊急防災工事計画を令和8年2月27日に定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和8年3月10日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 縦覧に供する書類 県営三反田下池地区土地改良事業(農地防災事業(ため池整備事業))緊急防災工事計画書の写し

- 2 縦覧場所 滋賀県甲賀農業農村振興事務所田園振興課および湖南市環境経済部農林振興課

なお、滋賀県のウェブサイト(<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/nougyou/nouchiseibi/348892.html>)でも閲覧することができる。

- 3 縦覧期間 令和8年3月10日から令和8年4月8日まで

この処分について不服のある者は、滋賀県知事に対して書面により令和8年4月23日までに審査請求をすることができる。

公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、草津市長 橋川 渉から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和8年3月10日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 作業の種類 公共測量(基本図データ更新)
- 2 作業の地域 草津市全域
- 3 作業の期間 令和8年2月27日から令和8年3月19日まで

公共測量変更公告

令和8年1月13日付け公共測量実施公告に係る公共測量について、測量計画機関の長である滋賀県知事 三日月大造から次のとおり作業の期間を変更する旨の通知があった。

令和8年3月10日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 作業の種類 公共測量(基準点測量)
- 2 作業の地域 甲賀市信楽町杉山
- 3 作業の期間
変更前 令和8年1月9日から令和8年2月25日まで
変更後 令和8年1月9日から令和8年3月17日まで

公共測量終了公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、大津市長 佐藤 健司から公共測量の終了について次のとおり通知があった。

令和8年3月10日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 作業の種類 公共測量(基準点測量)
- 2 作業の地域 大津市本堅田二丁目
- 3 作業の終了日 令和7年10月31日

健康福祉事務所告示**滋賀県東近江健康福祉事務所告示第2号**

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

令和8年3月10日

滋賀県東近江健康福祉事務所長 小林 靖 英

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	介護保険事業所番号	廃止年月日
訪問介護ステーションふる郷	東近江市八日市野々宮町2-304-8	日本興機株式会社 代表取締役 平岩茂 人	東近江市妙法寺町669番地の4	訪問介護	2570501433	令和8.2.28

人事委員会規則

職員の勤務時間、休日および休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月10日

滋賀県人事委員会委員長 尾 賀 康 裕

滋賀県人事委員会規則第4号**職員の勤務時間、休日および休暇に関する規則の一部を改正する規則**

職員の勤務時間、休日および休暇に関する規則(平成6年滋賀県人事委員会規則第32号)の一部を次のように改正する。

第8条の3第2号中「別表第1の17の項および18の項」を「別表第1の19の項および21の項」に改める。

第14条第7号中「別表第2の5の項」を「別表第2の3の項」に改め、同条第8号中「別表第2の4の項」を「別表第1の12の項」に改め、同条第10号中「別表第1の17の項および18の項」を「別表第1の19の項および21の項」に改める。

第25条第1項ただし書中「5の項、12の項および15の項から18の項」を「4の項、6の項、14の項および17の項か

ら21の項」に改め、同条第2項ただし書中「同表の3の項および6の項から8の項まで」を「同表の4の項および5の項」に改める。

別表第1中19の項を22の項とし、18の項を21の項とし、17の項を19の項とし、同項の次に次のように加える。

20 要介護者の介護その他人事委員会が定める世話を 行うため勤務を要しないことが相当であると認められる場合	同上
--	----

別表第1中16の項を18の項とし、11の項から15の項までを2項ずつ繰り下げ、10の項を11の項とし、同項の次に次のように加える。

12 骨髄移植のための骨髄もしくは末梢 ^{しょう} 血幹細胞移植のための末梢 ^{しょう} 血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、または配偶者、父母、子および兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄もしくは末梢 ^{しょう} 血幹細胞移植のため末梢 ^{しょう} 血幹細胞を提供する場合で、当該申出または提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	同上
---	----

別表第1の9の項を同表の10の項とし、同表の8の項中「6の項および7の項」を「7の項および8の項」に改め、同項を同表の9の項とし、同表中7の項を8の項とし、4の項から6の項までを1項ずつ繰り下げ、3の項の次に次のように加える。

4 1歳に満たない子を育てる場合	1日2回それぞれ30分を超えない範囲で必要と認める時間
------------------	-----------------------------

別表第2中3の項および4の項を削り、5の項を3の項とし、6の項を削り、7の項を4の項とし、8の項を5の項とする。

付 則

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 職員等の期末手当および勤勉手当の支給に関する規則（昭和38年滋賀県人事委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

第13条第2項第7号中「別表第2の7の項」を「別表第2の4の項」に改め、同項第8号中「別表第2の8の項」を「別表第2の5の項」に改める。

